



鹿角市の補助金・補助制度

市民の皆さんに活用していただくことのできる補助金・補助制度等について紹介します。詳しい内容や申請方法などについては、担当までお問い合わせください。今年度からの新規事業については名称欄に「**新**」と表記しています。※令和3年4月1日時点での制度内容です。

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
危険老朽空き家除却費補助金	市の実態調査により倒壊する危険度・緊急度が高いと判断された空き家に対し、解体費用の一部を補助 ※市税等の滞納、抵当権設定の無い方で、建て替えや土地の譲渡を目的としていないこと。また、世帯の生計維持者の前年所得金額が460万円を超えない方が対象	解体撤去業者による解体および撤去費用の1/2、上限50万円。なお、市県民税所得割が課税されていない世帯は上限70万円	個人

☎ 生活環境課 環境推進班（空き家相談窓口） ☎ 30-0219

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
交通弱者対策補助金	70歳以上、または運転免許証を返納した方に対し、路線バス回数券および高齢者向け定期券購入費用の一部を補助	回数券および高齢者向け定期券購入額の1/5	70歳以上または運転免許証を返納した方
地域乗合交通運行費補助金	公共交通が不便な地域において、地域が主体となって自ら必要な交通手段を確保する「地域乗合交通」に対し、運行経費の一部を補助	補助額：運行経費から運賃収入額を差し引いた額 上限額：運賃収入額または①か②のどちらか低い額 ①単自治会の住民のみを対象とする路線：30万円 ②複数の自治会区域を運行し、経由する自治会住民が利用可能な路線：50万円	地域乗合交通を運行する自治会等

☎ 生活環境課 環境推進班 ☎ 30-0224

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
自治会館建設事業費補助金	自治会が実施する自治会館の新築、改築、増築および改修にかかる費用の一部を補助。30万円以上の工事が対象 ＜新築・改築＞ ①新築、改築後25年を経過しているもの ②増築、改修後10年を経過しているもの ＜増築＞ 新築、改築、増築、改修後10年を経過しているもの ＜改修＞ 新築、改築、増築、改修後の経過年数により助成内容が異なる	＜新築・改築・増築＞ 自治会世帯数等により算定基準と限度額あり（補助率3/10以下） ＜改修＞①対象事業費の1/2以内、上限100万円。前回補助金利用後10年を経過していること ②対象事業費の1/2以内、上限50万円。前回補助金利用後5年を経過していること（前回利用補助金額が50万円以上の場合は、利用後10年を経過していること） ※①か②のどちらかを選択。実施予定年度の前年9月までに申請が必要	自治会
自治会元気づくり応援補助金	自治会が地域で行う元気づくり事業（福祉、環境整備、文化、交流）の一部を補助 ※過去に補助金の交付を受けた自治会は、交付を受けた年度を含めて3年経過していること	＜31世帯以上の自治会＞ 対象事業費の1/2以内、上限10万円 ＜30世帯以下の自治会＞ 対象事業費の3/4以内、上限15万円	自治会
集落活動応援事業費補助金	自治会の世帯数がおおむね50世帯以下の小規模な自治会が対象。集落支援員と連携し、自治会が抱える課題解決や自治会の活性化に向けた活動の計画策定事業費と活動事業費を補助	＜計画策定＞ 対象事業費の10/10、上限10万円 最大2年間利用可能（1年毎に10万円を上限） ＜活動事業＞ 対象事業費の10/10、上限50万円 最長3年間事業継続可能（ただし2年以上継続の場合でも補助金額は上限50万円。2つ以上の自治会等が連携して活動する場合は上限100万円）	自治会
コミュニティ推進事業費補助金	＜一般コミュニティ助成事業＞ コミュニティ活動に必要な備品等の購入費用を補助 ＜コミュニティセンター助成事業＞ 自治会館等の建築または大規模改修に要する費用を補助	＜一般コミュニティ助成事業＞ 対象事業費の10/10、100万円～250万円以内で補助 ＜コミュニティセンター助成事業＞ 対象事業費の3/5以内、上限1,500万円 ※10万円単位での補助となり、10万円未満は切り捨て（自治会負担）となる ※実施予定年度の前年の9月までに申請が必要。補助対象団体は（一財）自治総合センターが決定	自治会またはコミュニティ組織等

☎ 生活環境課 コミュニティ推進班 ☎ 30-0202

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
鹿角市自主防災組織育成事業補助金	地域住民による自主的な防災組織の育成および防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業経費の一部を助成（すべて1団体1回に限る）	①自主防災計画策定事業 自主防災組織を新たに結成する自治会等に対し、自主防災計画策定費用を交付 補助率：10/10、上限2万円	自治会等
		②自主防災活動事業 自主防災計画に基づく防災訓練などの事業費用を交付 補助率：10/10、上限3万円	自主防災組織
		③自主防災用資機材等整備事業 災害の被害防止活動および軽減活動に直接資する資機材等の整備費用を交付 補助率：10/10、上限75万円 ※ただし、複数の自治会等の構成による自主防災組織の場合、上限100万円	前年度以前に結成された自主防災組織
		④自主防災組織育成事業 災害の被害防災活動および軽減活動に直接資する資機材等の拡充費用を交付 補助率：10/10、上限25万円	結成後10年を経過した自主防災組織

☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
特定健康診査および人間ドックの受診に係る助成	国保の被保険者で、40歳～74歳の方が、市で契約した医療機関で受診した場合	・特定健康診査：全額助成により自己負担なし ・人間ドック基本型：自己負担1万4千円	個人
特定保健指導に係る助成	国保の被保険者で、特定健康診査または人間ドックを受診した方に、動機付け支援・積極的支援を実施	全額助成により自己負担なし	個人
後期高齢者健康診査の受診に係る助成	後期高齢者医療保険の被保険者で、要介護度4・5以外の方が、市で契約した医療機関で受診した場合	全額助成により自己負担なし	個人
出産育児一時金の支給	国保の被保険者が出産した時に支給	42万円（産科医療保障制度に加入していない医療機関などで出産した場合は40万4千円）	個人
葬祭費の支給	国保の被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に支給	5万円	個人
高額療養費の支給	国保の被保険者で1カ月に支払った医療費が基準を超えた場合に、超えた額を申請によって支給 ※国保世帯の所得や住民税の課税状況によって基準が異なる	限度額を超えた額を支給	個人（世帯）
療養費の支給	国保の被保険者が受けた次の医療費などを支給 旅先などで保険証を持たずに診療を受けた／手術の輸血に用いた生血代（医師が必要と認めた場合）／医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代／医師が必要と認めたはり・きゅう・マッサージなどの施術／海外渡航中に診療を受けた など	一度全額負担した費用について、申請により保険給付分を払い戻し	個人
福祉医療費給付事業	乳幼児・小中学生・高校生世代・ひとり親家庭の児童・高齢身体障がい者・重度心身障がい者の医療費の一部負担金を助成	全額助成により自己負担なし ※1歳～高校生世代で、父母のどちらかが住民税課税の場合は千円の自己負担あり	個人
はり、きゅう、マッサージ施術扶助事業	65歳以上の方に健康保持・増進のため、指定施術所の施術助成券を交付	1回千円の助成券を4枚交付	個人
新 後期高齢者歯科健診	76歳の方に、口腔内検査を医療機関健診で実施	全額助成	個人

☎ 市民課 国保医療班 ☎ 30-0222

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
新生児聴覚検査	新生児が聴覚検査を受検した場合に、その受検費用を助成	1人につき8,040円までを助成する受検票を交付	個人
生後1カ月児健康診査	退院後2カ月以内の乳児が健康診査を受診した場合に、その費用を助成	1人につき8千円までを助成する受診券を交付	個人
12カ月児健康診査	1歳～1歳6カ月未満の小児が健康診査を受診した場合に、その受診費用を助成	健診料を全額助成する受診券を交付	個人
2歳児歯科健康診査	2歳～2歳6カ月未満の小児が歯科健診を受診した場合に、その受診費用を助成	健診料を全額助成する受診券を交付	個人
2歳児フッ化物塗布	2歳～3歳未満の小児がフッ化物塗布を受診した場合に、その受診費用を助成	1人につき無料クーポン券を2枚交付	個人
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、医師が入院療育を必要と認めた1歳未満の未熟児	保護者の所得や乳児の入院日数によって算定された額を支給	個人
特定不妊治療助成	体外受精または顕微授精を行う下記の4項目すべてを満たしている方 ①秋田県特定不妊治療費助成事業に基づく助成金の交付決定を受けていること ②法律上の婚姻または事実婚の夫婦で、特定不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること ③申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に1年以上住所を有していること	特定不妊治療に直接要した治療費の総額から秋田県の助成額を控除した額のうち、治療1回あたり10万円を限度に助成	個人
一般不妊治療助成	不妊検査（超音波検査、ホルモン検査、子宮卵管造影検査、精液検査、その他医師が必要と認めた不妊検査）、特定不妊治療を除く不妊治療、人工授精を行う下記の5項目すべてを満たしている方 ①医療保険に加入していること ②法律上の婚姻夫婦で、不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されていること ③申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に1年以上住所を有していること ④夫婦の前年所得の合計額が730万円未満であること ⑤夫、妻ともに市税を滞納していないこと	一般不妊治療に要した費用（治療・検査は自己負担額、人工授精は治療費全額）のうち、同一年度で5万円を限度に助成 ※一般不妊治療を開始した日から5年を超えた場合は対象外	個人
不育症治療助成	医療機関において不育症と診断され、治療の必要が認められた方で、下記の4項目すべてを満たしている方を対象 ①医療保険に加入していること ②法律上の婚姻夫婦で、医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められたもの ③申請時点において、夫婦どちらか一方が市内に1年以上住所を有していること ④夫、妻ともに市税を滞納していないこと	治療期間毎に治療に要した費用の全額とし、同一年度30万円を限度に助成 ※不育症治療を開始した日から5年を超えた場合は対象外	個人
妊娠出産等応援助成金	令和3年4月1日以降に出産した方が対象	産婦1人につき2万円を助成	個人
妊婦等交通宿泊費助成	令和3年3月31日までに出産した方が対象	交通費：1回の受診につき1,200円を補助（妊娠34週以降の妊婦健康診査、産後1カ月健康診査、生後1カ月児健康診査の受診や分娩） 宿泊費：分娩時1泊につき5千円を補助（出産日3日前まで）	個人
産後ケア事業（訪問型）	赤ちゃんの栄養や育児について悩みのある産後1年を経過しない①・②どちらかに該当する方の助産師の訪問支援や費用を助成 ①母乳育児相談補助券を3回使用した方 ②産後6カ月を経過している方	4,500円分の利用券を1人につき、6枚まで交付（6回分） （非課税世帯や生活保護世帯は5千円分）	個人

☎ すこやか子育て課 健康づくり班（子育て世代包括支援窓口） ☎ 30-0265

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
高齢者等住宅除排雪支援事業補助金	70歳以上の高齢者のみの世帯、身体障がい1・2級のみで世帯が居住する家屋（持ち家に限る）の屋根の雪下ろし、除排雪作業を業者委託した費用の一部を補助	業者に支払った費用の1/2 非課税世帯2万円、課税世帯1万円を上限とし、2回まで	個人
高齢者福祉タクシー券事業	在宅で生活をしている、満80歳以上の方にタクシー券を交付 ※福祉タクシー券の交付を受けている方、本人や同居している家族が自動車を使用している方、介護保険施設等に入所中の方は対象外	500円分の利用券を1月あたり2枚交付	個人
家族介護用品支給事業	要介護度4または5に認定された高齢者を自宅で介護している家族で、市民税所得割非課税で介護保険料の滞納がない世帯に対し、介護用品代の一部としてクーポン券を支給	介護用品8千円分のクーポン券を毎月支給	個人
軽度生活援助サービス	65歳以上の高齢者のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な場合、家周りの手入れ、間口除雪、軽微な修繕についてシルバー人材センター（除雪は自治会を含む）へ委託	利用者負担が下記になるよう助成 草取、窓掃除：310円 除雪：370円 大作業：550円 ふすまの張り替え：590円 障子の張り替え：290円	個人
見守り電話導入助成事業	65歳以上の高齢者のみの世帯（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の方を含む）、または過去に緊急通報システムを利用していた方が、市が指定する見守り電話を購入する際に購入費用の一部を助成	<申請日から1年前までの間に、緊急通報システムを利用したことがある方> 2万円 <上記以外の方> 1万5千円	個人

☎ あんしん長寿課 高齢者支援班 ☎ 30-0234

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
地域生き生きサロン推進事業費補助金	①地域生き生きサロン：高齢者のふれあいの居場所を開設し、週1回以上（年40回以上）の活動に対し、初期開設費用の一部と運営費、賃借料を補助	・サロンに使用する建物の整備費用（上限30万円） ・初年度立ち上げにかかる費用（上限10万円） ・開設1回あたりの運営費1,200円 ・賃借料（年10万円までの固定資産税相当分または月1万円までの家賃相当分）	個人または自治会等
	②あっとホーム：高齢者のふれあいの居場所を開設し、月1回以上（年20回以上）の活動に対し、初期開設費用の一部と運営費を補助	・初年度立ち上げにかかる費用（上限10万円） ・開設1回あたりの運営費千円	
認知症カフェ運営補助金	認知症カフェを自主的に運営する団体に対して、事業に必要な経費を補助（申請後、書類および現地調査による審査あり）	①初年度のみ 備品購入費用（上限10万円） ②開設1回あたりの運営費1万5千円 ③送迎費（ガソリン代）	法人または団体

☎ あんしん長寿課 介護予防班 ☎ 30-0103

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
妊産婦等健康診査	妊産婦が妊産婦等健康診査（1カ月児健康診査、母乳育児相談を含む）を受診した場合に、その受診費用の一部を助成	健診料の全部または一部を助成する受診券を23枚交付。多胎妊娠の場合は6枚追加交付	個人
妊婦歯科健康診査	妊婦が妊婦歯科健康診査を受診した場合に、その受診費用を助成	健診料4千円までを助成する受診券を交付	個人

☎ すこやか子育て課 健康づくり班（子育て世代包括支援窓口） ☎ 30-0265

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
骨粗しょう症検診	40、45、50、55、60、65、70歳の女性に、手首のレントゲン検査を集団検診で実施	自己負担額が千円となるよう助成	個人
歯周病検診	40、50、60、70歳の方に、口腔内診査を医療機関検診で実施	自己負担額が1,200円となるよう助成	個人
30代健診	30歳～39歳で、健診の機会がない方に集団健診で実施	自己負担額が千円となるよう助成（特定健康診査と同じ検査内容）	個人
脳ドック助成	対象者：40歳～74歳の方（現在加入の健康保険で脳ドックの助成が受けられる方は除く）で、過去3年間において検査の助成金の交付を受けていない方	健診料金の2/3相当で、3万円を限度に助成（当該年度から3年間は助成対象外） ①市内医療機関（募集人数に限りがあります）※窓口での支払い健診料金は助成金額を差し引いた金額（かづの厚生病院と鹿角中央病院） ②市外の医療機関 健診料金の全額を支払い後、申請により助成金を支給（受診の前に申請必要）	個人

☎ すこやか子育て課 健康づくり班 ☎ 30-0119

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育監護しているひとり親または養育者（所得制限あり）	所得額に応じて10,180円～43,160円（児童が1人の場合）。2人目5,100円～10,190円の加算。3人目以降3,060円～6,110円の加算	個人
児童手当	中学校修了前までの児童を養育している方に支給	3歳未満1万5千円、3歳以上1万円（第3子以降1万5千円）、中学生1万円。※所得制限を超える場合は一律5千円（特例給付対象者）	個人
結婚・子育て支援特別資金返済支援事業	結婚を予定している未婚者で、市が提携する金融機関から結婚・子育て支援ローンを借入した場合、利子補給補助金と返済支援補助金を支給 ※融資借入時の年齢が35歳未満であること、融資を受ける方および同居の世帯員が市税、保育料の滞納がないことが要件	<利子補給補助金> 毎年12月31日時点の返済残高に2.0%と同時点の借入利率を比較し低い方の当該利率相当分を乗じて得た額を補助 <返済支援補助金> ローンの償還期間中に子どもが生まれた場合、1人あたり30万円を補助。返済未済額が30万円未満の場合は、返済未済残高相当額を補助。なお、当該補助金は一部繰上償還に充当	個人
すこやか子育て支援事業	保育園、認定こども園、私立幼稚園、認可外保育施設の保育料（3歳未満児）および副食費（3歳以上児）を助成	<保育料> 半額または無料 <副食費> 無料	個人

☎ すこやか子育て課 こども家庭応援班 ☎ 30-0235

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
定期予防接種	各予防接種の対象年齢内の方が、県内の指定医療機関で受ける定期予防接種の費用を助成	全額助成により自己負担なし（県外で受けた場合は一部助成）	個人
小児インフルエンザ予防接種費用助成	接種日において、生後6カ月から13歳未満の小児が指定医療機関で接種するインフルエンザ予防接種費用の一部を助成	1回につき1,500円を助成（最大2回） ※接種費用は各医療機関で異なり、接種費用から1,500円引いた金額を支払う必要があります	個人
妊婦インフルエンザ予防接種費用助成	接種日において、鹿角市に住所を有する妊婦が指定医療機関で接種するインフルエンザ予防接種費用の一部を助成	1,500円を助成。 ※接種費用は各医療機関で異なり、接種費用から1,500円を引いた金額を支払う必要があります	個人
高齢者インフルエンザ予防接種	指定医療機関で接種するインフルエンザ予防接種費用の一部を助成。①65歳以上の方②60歳から64歳で心臓・腎臓・呼吸器の障がい等を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の障がい等を有する方（身体障害者手帳1級）を対象	1,500円を助成 ※接種費用は各医療機関で異なり、接種費用から1,500円引いた金額を窓口で支払う必要があります	個人
高齢者肺炎球菌予防接種	指定医療機関で接種する高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成 過去にワクチンを受けたことがない方 ①65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方 ②60歳～64歳の方で心臓・腎臓・呼吸器の障がい等を有する方・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の障がい等を有する方（身体障害者手帳1級）	3千円を助成 ※接種費用は各医療機関で異なり、接種費用から3千円引いた金額を窓口で支払う必要があります	個人
風しん予防接種助成	①過去に受けた風しん抗体検査で、抗体価が低いと判定された妊娠を希望する女性（妊婦は除く） ②秋田県風しん抗体検査事業で、抗体価が低いと判定された方	1人1回のみ接種料金のうち5千円の補助	個人
胃がん検診	40歳以上を対象に問診、胃部レントゲン（バリウム）検査を集団検診を実施	自己負担額が1,500円（51歳～60歳は無料）となるよう助成	個人
肺がん等検診	40歳以上を対象に問診、胸部レントゲン検査を集団検診で実施。喀痰検査は問診により選定	自己負担額が500円（51歳～60歳は無料）となるよう助成	個人
大腸がん検診	40歳以上を対象に問診、便潜血検査2日法（検便）を集団検診で実施	自己負担額が800円（51歳～60歳は無料）となるよう助成	個人
子宮がん検診	20歳以上の女性に視診、子宮頸部細胞診、内診、経膈超音波検査を医療機関で実施	自己負担額が2千円（21歳は無料。クーポン券配布）となるよう助成	個人
乳がん検診	40歳以上の女性に、マンモグラフィ検査を実施。医療機関、集団検診から選択。※マンモグラフィは40歳代が2方向、50歳以上は1方向	自己負担額が40歳～49歳は2千円、50歳以上は1,400円（41歳は無料。クーポン券配布）となるよう助成	個人
前立腺がん検診	50歳以上の男性に、腫瘍マーカー（PSA検査）を集団検診で実施	自己負担額が700円となるよう助成	個人
医療用補正具購入費用助成金	がん治療に伴い、医療用補正具（ウィッグまたは乳房補正具）を購入した費用の全部または一部を助成。なお、ウィッグは全頭用のもの、乳房補正具は補正パットまたは人口乳房、およびそれらに付随する固定用下着	秋田県の助成額に上乗せし、ウィッグは上限3万円の補助、乳房補正具は上限2万円の補助。交付回数は助成対象者1人につき、それぞれ1回まで助成	個人
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に一度も受診したことがない方に血液検査によるHCV抗体およびHBs検査抗原検査を集団検診で実施。 ※医療機関での個別検診は他制度で補助	自己負担額が800円（40歳は無料）となるよう助成	個人

☎ すこやか子育て課 健康づくり班 ☎ 30-0119

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
かつの農業夢プラン 応援事業費補助金	補助対象作物を生産する認定農業者または認定就農者、農業者団体の生産の拡大を支援 ＜補助対象作物＞①戦略作物等(大豆、そば、野菜、葉タバコ、花き、果樹)②畜産 ※秋ごろに実施する次年度の要望調査において、導入予定内容等の提出が必要	補助対象経費：機械・設備等の導入経費 補助率等：①5/12以内(非農家出身の認定新規就農者は1/2以内)、②繁殖用雌牛の導入 上限30万円ほか	認定農業者等
新規就農者研修支援 事業奨励金	市内で独立して新たに農業に取り組もうとする方に奨励金を交付 ＜対象者＞ 園芸作物(野菜、果樹、花き)、畜産、菌床しいたけ、葉タバコ、水稲(複合経営に限る)の研修者、または農業生産法人、集落営農組織等での生産技術および経営技術の研修者	奨励金：月額10万円 対象期間：最大1年	個人
フロンティア農業者 研修奨励金	新たに農業を始めるのに必要な技術を身につけるため、県農業研修センター等で研修する方に、奨励金を交付 ※申請時の年齢が50歳未満で、研修終了後、市内就農が確実に見込まれる方	奨励金：月額10万円 ※市外の試験場等で研修する場合は、月額2万5千円を増額 対象期間：4月から翌年度末までの2年間	個人
農業次世代人材投資 資金	次世代を担う農業者となることを志す新規就農者に対し経営資金を助成 ＜対象者＞ ①就農時の年齢が50歳未満の独立・自営就農者 ②人・農地プランへの位置づけがされている、もしくは見込まれる方、または農地中間管理機構から農地を借り受けている方	補助額：経営開始1～3年目まで年150万円(夫婦で対象となる場合は225万円) 経営開始4～5年まで年120万円(夫婦で対象となる場合は180万円) 対象期間：最大5年	個人
ミドル就農者経営確 立支援事業	経営開始直後の中年層自営就農者に経営資金を助成 ＜対象者＞ ①就農時の年齢が50歳以上60歳未満の独立・自営就農者 ②人・農地プランへの位置づけがされている、もしくは見込まれる方または農地中間管理機構から農地を借り受けている方	補助額：年150万円(夫婦で対象となる場合は225万円) 対象期間：最大3年	個人
農業法人化支援事業 補助金	地域に中心となる農業経営体の育成・確保のため、農業経営を法人化し、認定農業者等の経営改善を図ろうとする農家を支援	補助対象経費：法人の設立に要した費用 補助率：1/2(上限10万円)	認定農業者等
農地集積協力金	農地中間管理機構を通じて、農地を貸し出し、農地集積に協力する以下の地域・農業者に対して協力金を交付。(機構から農地が転貸された場合に交付の対象となります) ①地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた「地域」 ②農業部門の減少により経営転換する農業者、リタイアする農業者	①地域集積協力金 機構への貸付率に応じた単価設定 【集積・集約化タイプ】 [一般地域(大字毛馬内、瀬田石、岡田、錦木、末広)] ・2割超4割以下→1万円/10a ・4割超7割以下→1万6千円/10a ・7割超 →2万2千円/10a [中山間地域(字大湯、草木、花輪、尾去沢、八幡平)] ・0.4割超1.5割以下→1万円/10a ・1.5割超3割以下 →1万6千円/10a ・3割超5割以下 →2万2千円/10a ・5割超 →2万8千円/10a 【集約化タイプ】 ・4割超7割以下→5千円/10a ・7割超 →1万円/10a ②経営転換協力金：1万5千円/10a 交付要件を満たす農地面積(畦畔面積を含む)に応じた上限単価 上限50万円/戸 ※単価等については変更となる場合があります	個人・団体
アグリビジネス支援 事業費補助金	農業者等が加工品の製造や販路拡大を行う6次産業化の取り組みを支援	補助対象経費：加工品試作費や販路拡大に要する経費 補助率：1/2(上限100万円)	個人・団体
アグリビジネスチャ レンジ資金利子補給 費補助金	農業者等が実施する農産物の販路拡大や農産加工品の製造等を目的とした融資(上限300万円)の利子支払いを補助	補助率：利子支払い額の全額 対象期間：最大7年	個人・団体

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
人工透析通院交通費 助成事業	じん臓機能障がいにより身体障害者手帳を持ち、人工透析治療のため通院している方に交通費の一部を助成(生活保護受給者、福祉タクシー利用券の交付を受けている方は除く)	通院距離(往復)により次の範囲で助成 ・5*以上15*未満 月額1,500円 ・15*以上25*未満 月額2千円 ・25*以上35*未満 月額3千円 ・35*以上45*未満 月額4千円 ・45*以上 月額5千円	個人
自動車運転免許取得 費助成事業	身体障害者手帳(肢体不自由4級以上、聴覚障害)、療育手帳を持ち、就労等に併い自動車運転免許を取得する場合、自動車学校の操作訓練に要した費用の一部を助成	上限10万円	個人
自動車改造費助成事 業	身体障害者手帳3級以上(肢体不自由)を持ち、就労等に併い自動車を運転する場合、自らが車を所有し運転する自動車の駆動装置等の改造に要する費用の一部を助成	上限10万円(所得制限あり)	個人
補装具費支給事業	身体障がい者の身体の損なわれた機能を補うための補装具(義肢、装具や車いすなど)を購入または修理する場合の費用を支給	所定の基準額の9/10 (軽減措置対象者は10/10)	個人
日常生活用具給付事 業	身体障がい児・者の日常生活上の困難を改善し、自立支援を促進するための日常生活用具(ストマ用装具、電気式たん吸引器など)を給付	所定の基準額の9/10(自己負担額1/10) (軽減措置対象者は10/10)	個人
難聴児補聴器購入費 助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し補聴器購入費用の一部を助成	上限額：所定の基準額の2/3	個人
自立支援医療 (更生医療)	18歳以上の身体障害者手帳を持つ方が指定の医療機関で対象となる医療(心臓や人工関節の手術、人工透析治療など)を受ける場合が対象	自己負担額が1/10(原則)となるよう助成(所得により月額負担上限額を設定)	個人
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満の方が指定の医療機関で対象となる医療(手術等により将来確実な治療効果が期待されるもの)を受ける場合が対象		
自立支援医療 (精神通院)	精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給		
障害者訪問入浴サー ビス事業	居宅において常に臥床し、自宅に入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供(介護保険被保険者は介護保険でのサービスが優先)	自己負担額が1/10(原則)となるよう助成	個人
障害者移動支援事業	外での移動に困難がある、障害者手帳の交付を受けている障がい児・者(障がいの種類は問わない)に対する外出のための支援	自己負担額が1/10(原則)となるよう助成	個人
障害者地域活動支援 センター事業	地域生活支援の一環として、障がい児・者に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供	自己負担額が1/10(原則)となるよう助成	個人
特別児童扶養手当	身体または精神に重度・中度程度の障がいがあり、日常生活において、常時特別介護を必要とする20歳未満の児童を養育監護している父母または養育者に支給	1級(重度)月額52,500円 2級(中度)月額34,970円 (所得制限あり)	個人
障害児福祉手当	身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の児童本人に支給	月額14,880円	個人
特別障害者手当	身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者本人に支給	月額27,350円	個人
福祉タクシー利用券 交付事業	身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の手帳を持つ在宅の方に、タクシー利用券を交付(自動車税・軽自動車税の減免、人工透析通院交通費の助成を受けている方は除く)	500円の利用券を1月あたり2枚交付 じん臓機能障がい(1級)の方は1月あたり4枚交付	個人

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
出会い応援事業	あきた結婚支援センターへの入会登録料を全額補助	入会登録料 1 万円	個人
出会い創出事業補助金	出会いイベントを開催する団体や個人に対して、事業に必要な経費を補助。参加者のうち、独身者が 10 人以上であり、市内居住者が 1/4 以上であることが条件	補助対象経費：会場費、広告宣伝費、司会者費用、消耗品費など 補助率：10/10 (上限 10 万円)	個人・団体
新結婚新生活支援事業補助金	婚姻に伴う住宅購入、借入、引っ越し等の費用について補助 ・夫婦とも 39 歳以下 ・世帯所得 400 万円未満	補助対象経費：住宅購入、借入、引っ越し等の費用 補助率：1/2 (上限 30 万円)	個人

図 政策企画課 政策推進班 ☎ 30-0205

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
ふるさとライフ住宅改修支援補助金	下記建物の修繕・改修・家財撤去費用を補助。移住等を行うため、登録建物を購入または賃借、事業者建物を購入した方で、修繕・家財撤去等を行った方。またはその方の属する団体や企業の代表者。 ＜登録建物＞ 「鹿角市宅地・建物データバンク」に登録されている建物 ＜事業者建物＞ 市と協定を結んだ不動産業者が仲介する建物 ※転入した日から 6 か月以内に申請が必要	＜登録建物賃借者＞ 補助対象経費：修繕等費用 補助率：10/10 補助上限：50 万円 (千円未満切り捨て) ＜事業者建物購入者＞ 補助対象経費：修繕等費用、家財撤去費用 補助率：10/10 補助上限：50 万円 (千円未満切り捨て) ＜登録建物購入者＞ 補助対象経費：修繕等費用 補助率：10/10 補助上限：100 万円 (千円未満切り捨て) ※市内業者が施工、作業したものに限り	個人
ふるさとライフ引越し支援補助金	市に移住する際に、引越しのために支払った費用の一部を補助。下記要件をすべて満たす方が対象。 ・移住した方で現に市の住民基本台帳に住民登録されている方 ・秋田県ふるさと定住機構の登録 (秋田県移住定住登録もしくは A ターン登録) 者または移住した年の翌年までに市内で新規就農 (研修を含む) を目指す方 ・転勤等による転入でない方、公務員 (正職員) でない方、生活保護受給世帯でない方	補助対象経費：引越し業者への支払費用、本市まで引越すために要した交通費 (レンタカーに限る)、不用品処分費、その他必要と認められる経費 補助率：1/2 補助上限額：単身 5 万円 / 世帯 9 万円 (千円未満切り捨て) ※転入した日から 1 カ月以内に申請が必要	個人
移住者融資資金利子補給費補助金	市に移住し 3 年以内の方の自家用車等の購入を目的とした移住者向けローン (市が提携する金融機関・秋田銀行「移住・定住サポートローン」) の利息額に対する補助。 ※転勤等による転入でない方	補助対象経費：毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの利息額の全額 補助率：10/10 補助対象期間：最大 7 年間 ※同一世帯につき、1 回に限る	個人
鹿角市ふるさとライフ移住しごと支援補助金	東京都 23 区から市に移住し、①～④のいずれかの要件を満たす方 ・本市に移住する直前 10 年間のうち、通算 5 年以上 (直前の 1 年間は連続)、東京都 23 区に居住もしくは東京圏より東京都 23 区に通勤された方 ・市に移住後、5 年以上居住する意思のある方 ①県の就職マッチングサイトに掲載された交付金対象企業 (求人) に就業された方 ②プロフェッショナル人材事業・先導的人材マッチング事業により就業された方 ③テレワークにより業務継続をされる方 ④本市が認める「関係人口」に該当する方	補助額：単身 60 万円 世帯 100 万円 ※就業 (①②)・移住 (③④) 3 か月後から転入後、1 年以内に申請が必要	個人

図 政策企画課 鹿角ライフ促進班 ☎ 30-0208

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
新果樹産地基盤強化事業費補助金	無核大粒種ぶどうの栽培を始める農家に対し、育苗ハウス補強等に必要な資材経費の一部を助成	補助対象経費：育苗ハウス補強等に必要な資材経費 補助率：税抜き事業費の 1/2 以内 (上限 10 万円)	個人・団体
新果樹経営承継支援補助金	樹木付きの樹園地を売買や賃貸借により新たに承継する生産者に対し、承継に要する経費 (生産にかかる経費を含む) を面積に応じて交付	補助額： 面積 (㎡) 新規取組者 増反取組者 1,000～2,000 10 万円 5 万円 2,001～3,000 20 万円 10 万円 3,001～4,000 30 万円 15 万円 4,001～5,000 40 万円 20 万円 5,001～ 50 万円 25 万円	個人・団体
新花き周年栽培支援事業費補助金	シンテッポウユリや啓翁桜など花き全般の栽培面積拡大のため、新植・増反にかかる経費を支援	補助額：6 万 5 千円 / 10 a (路地栽培) 35 万円 / 10 a (冬期加温施設栽培)	個人・団体
農業生産被害防止対策推進事業費補助金	野生鳥獣や風雨に起因する病害による農作物被害の防止および軽減のための対策を支援	補助対象経費：電気柵、防風ネット等の設置経費 補助率：税抜き事業費の 1/3 (下限 2 万円、上限 20 万円、防風ネットは上限 10 万円)	個人・団体
淡雪こまち生産拡大対策事業補助金	「秋田県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき認定された特別栽培農作物の淡雪こまちを栽培する方または団体を支援	補助額：出荷数量 60kg あたり 500 円以内	個人・団体
かづの牛生産振興対策事業費補助金	かづの牛 (日本短角種) の繁殖用雌牛の増頭を図る方を支援	補助額等： ①繁殖用雌牛購入経費：税抜き購入費用の 1/2 (1 頭あたり上限 10 万円) ②繁殖用雌牛自家保留経費：1 頭あたり上限 5 万円	個人・団体
水田転換主力作物づくり強化事業補助金	水田における市場性の高い作物への作付転換を促進し、収益性の高い農業経営の確立を支援 ※対象作物を作付・販売する認定農業者が対象で 10a 以上の作付が条件	補助額： 【基本助成】 えだまめ 1 万円 / 10a、 花き、ネギ 2 万円 / 10a 【団地加算助成】 3 品目すべて 1 万 2 千円 / 10a	個人・団体

図 農業振興課 ブランド作物推進班 ☎ 30-0243

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
農業用施設維持管理支援事業	集落等に対し、良好な農村環境の形成や農業生産の向上を図るため、補修用資材を支給。多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金事業実施地区は除く	1 団体につき上限 10 万円以内 (砕石、土のう、通水パイプ等)	集落、水利組合等
多面的機能支払交付金	農業者等が中心となり、農地や農業用水路等の維持管理、植栽による景観形成といった良好な農村環境の保全に関する取り組みを支援 ※活動組織の設立、事業計画の認定が必要	・農地維持支払交付金 (草刈・敷砂利等) 10 a あたり水田 3 千円、畑 2 千円 ・資源向上支払交付金 (施設の軽微な補修等) 10 a あたり水田 2,400 円、畑 1,440 円	集落等

図 農地林務課 農地整備班 ☎ 30-0246

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
新規狩猟免許取得者確保対策事業費補助金	市内在住の 20 歳以上の方で、新たに第一種銃猟免許およびわな猟免許を取得する方に対し、取得費用の一部を補助 ※免許取得後、鹿角市猟友会に入会することが条件	補助対象経費：免許等申請手数料・講習受講料・申請および講習にかかる交通費等 補助額： ①第一種銃猟免許：補助対象経費から 5 万円を控除した額 ②わな猟免許：補助対象経費	個人
森林環境保全直接支援事業費補助金	国・県の補助金を利用して搬出間伐や皆伐後の新植を行う方に、市が上乘せ補助。作業を請け負った業者が林の所有者に代わって申請等を行う	国・県の補助率に市が 7/100 をかさ上げ補助	作業請負業者

図 農地林務課 森林経営管理班 ☎ 30-0264

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
非公営小規模水道等施設整備費補助金	老朽化している小規模水道等の施設の改良整備費用の一部を補助 給水計画区域外で、原水の質および量、地理的条件ならびに当該小規模水道等の形態に応じ取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設および配水施設の全部または一部を有するもので、別に定める要件を備えるもの	補助率：1/3 以内、上限 100 万円	組合等

☎ 上下水道課 上下水道班（上水道担当） ☎ 30-0270

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助。公共下水道事業および農業集落排水事業の区域外の地域	5 人槽 35 万 1 千円 7 人槽 44 万 1 千円 10 人槽 58 万 8 千円	個人

☎ 上下水道課 上下水道班（下水道・浄化槽担当） ☎ 30-0271

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
水道給水装置等設備資金利子補給費補助金	上水道の給水装置の設置工事に係る資金について、金融機関から融資を受ける場合の利子分を補助 <対象者>以下すべての要件を満たす方 ①市内在住 ②水道料金、給水装置工事費および市税の滞納がない ③当該資金を過去に借りた分の返済が完了 ④借地、借家および間借りの場合は所有者の同意を得る <融資内容> ①融資限度額：1 件 5 万円以上の工事につき 5 ～ 50 万円 ②返済期間：5 年以内 ③融資機関：秋田銀行	支払利子の全額を助成	個人
水洗便所改造資金融資あっせん利子補給費補助金	水洗化工事に係る資金について、金融機関から融資を受ける場合に返済後の利子分を補助 <対象者>以下すべての要件を満たす方 ①公共下水道または農業集落排水供用開始区域内にある家屋の所有者または所有者の同意を得た家屋の占有者 ②受益者負担金または受益者分担金および市税の滞納がない ③新築でない <融資内容> ①融資限度額：専用住宅の場合は 1 戸につき 80 万円以内、アパートの場合は 1 部屋につき 30 万円以内（ただし、1 申請あたりの限度額は 150 万円） ②返済期間：50 カ月以内 ③融資機関：市内金融機関（ゆうちょ銀行を除く）または東北労働金庫であること	支払利子の全額を助成	個人

☎ 上下水道課 管理班 ☎ 30-0275

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
県外大学等調査研究活動奨励補助金	市内の宿泊施設等に宿泊して調査研究活動を行う団体に対し補助。2泊3日以上連続した宿泊を伴うもので、3人以上で行うこと。かつ調査研究活動の対象に本市が含まれ、または市内の地域住民との交流を伴うものであることが条件	補助対象経費：交通費、宿泊費 補助額 1 人 1 泊につき 2 千円（上限 20 万円） ※鹿角トレーニングセンター、中滝ふるさと学舎、市内の民家（空き家含む）への宿泊の場合は 1 人 1 泊につき 600 円（上限 20 万円）	教職員・学生で構成される団体

☎ 政策企画課 総合戦略室 ☎ 30-0201

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
地域雇用維持支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされた市内事業者に対し、雇用調整助成金等に上乗せ支援 市内事業所の休業により、雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主で、雇用調整助成金等の判定基礎期間の末日が令和 3 年 2 月 1 日以降である雇用調整助成金の支給決定額が対象	支給率：雇用調整助成金等支給決定額の 1/9（上限 50 万円）	事業主
起業・創業支援事業補助金	商工会等の指導を受け、計画的に起業・創業する方を支援	補助対象経費：事業拠点費、商品化促進費、宣伝広告費、法人登記費 補助率：1/2 以内（上限 50 万円、商店街空き店舗バンク登録物件を活用する場合は 70 万円）	個人
女性若者資格取得支援事業	40 歳未満の市民で、学校に通学している方または求職者の方で資格取得（第一種運転免許（普通免許を除く）を含む）の費用を支援。1 人につき 5 回まで申請可	補助対象経費： ①資格取得や検定試験の受験料、資格取得できる講習会の受講料で 6 千円以上のもの ②介護職員初任者研修課程 補助率：① 1/2 以内② 10/10 以内（市内の事業所に就職する高校生に限る） 補助上限額：5 万円	個人
産業人材育成支援事業補助金	中小企業の従業員等が資格（技能系運転免許を含む）の取得のための試験や講習会にかかる費用を支援 ※受講料と受験料の合計額が 1 人あたり 1 万 5 千円以上が対象	補助対象経費： ①受講料（資料代含む）、受験料 ②交通費（ガソリン代除く）、宿泊費 補助率：① 1/2 以内 ② 1/3 以内 補助上限額：法人 20 万円、個人事業主 10 万円 ※運転免許取得分は、上限額のうち 5 万円まで	事業主
企業立地助成金	製造業、情報サービス業等を営む事業者が対象地域において、一定規模以上の市民の新規雇用を伴う事業所の新設、増設、移設にかかる費用や、事業の高度化に資する 500 万円以上の大型機械等の設備導入を支援	補助対象経費： ①施設整備費 ②土地・建物賃借料（5 年以内）③除雪費（3 シーズン内）④雇用助成（3 年以内） 補助率：① 1/10 ② 10/10 ～ 5/10 ③ 5/10 ④ 1 人につき 30 万円 補助上限額：1 億 5 千万円	事業主
求人活動支援補助金	中小企業者の人材確保を目的とするホームページの整備や合同説明会出展等に支援。補助対象経費の合計が 2 万円以上の場合に対象	補助対象経費：求人情報発信事業、ホームページ整備事業、企業紹介動画作成事業、合同企業説明会等出展事業、企業紹介パンフレット等作成事業、企業広告掲載事業 補助率：1/2 以内 補助上限額：1 事業者 15 万円	事業主

☎ 産業活力課 産業戦略班 ☎ 30-0250

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
スポーツ審判員等養成補助金	市内のスポーツ大会等で必要とされる審判資格の取得に必要な費用の一部を補助	申請・受験手数料、旅費など経費の1/2（1競技・1人につき上限1万円）	個人
スポーツ指導員等養成補助金	スポーツ少年団や地域スポーツ団体の指導員等の資格取得に必要な費用の一部を補助	受講料・テキスト代・登録料など経費の1/2（上限1万円） ※旅費（交通費）は補助対象外	個人
スポーツ合宿奨励補助金	スポーツ技術の向上を目的とする、市内の宿泊施設を利用して行う合宿の宿泊に必要な費用の一部を補助。2泊3日以上かつ5人以上が条件	1人1泊につき2千円、上限40万円 ※鹿角トレーニングセンター、簡易宿泊施設への宿泊の場合は、1人1泊につき千円 ※全国規模大会に係る宿泊（前日泊含む）は対象外	合宿を行う団体
ジュニアスキーヤー共通シーズン券購入補助金	市内の小中学生・高校生および市アルペンスポーツ少年団員のリフト使用料の一部を補助	市内3スキー場の共通シーズン券（3万1千円相当）1枚あたり1万8千円を補助	個人

図 スポーツ振興課 ☎ 30-0297

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
安全安心住まいづくり事業費補助金	耐震改修工事などの住宅改修を行う方や、中古住宅を購入する子育て世帯等に対し、工事費や住宅購入費の一部を補助 対象住宅：自己所有（配偶者、親または子を含む）であって、現に居住している一戸建て住宅、または居住するために取得する中古住宅 対象者：市内に住所があり、市税等の滞納がない方（高齢者世帯：世帯員全員が65歳以上の世帯）（子育て世帯：18歳未満の子がいる世帯） ※補助金の併用はできません 昨年度までの「民間住宅リフォーム支援事業費補助金」の交付を受けた方も申請できます	①耐震改修事業 工事費の3/10、上限50万円 対象工事：耐震診断結果に基づく耐震改修工事	個人
		②住環境向上対策事業 工事費の1/5、上限10万円 対象工事： ⑦克雪対策、バリアフリー対策、上下水道等接続 ⑧リフォーム等工事	⑦個人 ⑧個人（高齢者世帯または子育て世帯のみ）
		③子育て応援中古住宅活用事業 工事費等の1/5、上限100万円 対象工事等：中古住宅購入費及びリフォーム等工事 ※購入、工事それぞれ50万円が上限	個人（子育て世帯のみ）
		④子育て応援下水道加入促進事業 工事費の1/2、上限30万円 対象工事等：下水道接続工事、便槽等撤去費用	
木造住宅耐震診断支援事業	市内にある木造戸建住宅（店舗等と一緒にある併用住宅の場合は、その併用部分が延べ床面積の1/2未満であること）を所有（共有を含む）し、耐震診断を希望する方に対し、耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施	自己負担が1万円になるよう助成	個人

図 都市整備課 建築住宅班 ☎ 30-0266

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
鹿角市奨学資金	市民の子弟で義務教育を終了し、通信制の課程を除く高等学校、高等専門学校、大学およびこれに準ずる学校に進学見込みまたは在学する方に対し、正規の修業年限を上限として学資金を貸与 ※令和3年度の募集は終了	・高校、高専前期の3年間：月額1万円 ・高専後期の2年間、専修学校、短期大学、大学、大学院：月額3万円 ※成績要件等有り	個人

図 総務学事課 総務班 ☎ 30-0290

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
通学対策費補助金	遠距離（小学校4kmを超える、中学校6kmを超える）または準遠距離（小学校2～4km、中学校3～6km）通学している児童生徒の路線バス定期券購入に対して全額または一部を助成	遠距離通学の児童生徒は定期券購入の全額、準遠距離通学の児童生徒は定期券購入の一部を助成	個人
就学援助事業	経済的な理由で小・中学校の義務教育を受けることが困難な児童生徒に対して、就学に必要な費用を助成	給食費、学用品費、修学旅行費などを助成	個人
特別支援教育就学奨励事業	小・中学校へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用を助成		

図 総務学事課 学事指導班 ☎ 30-0291